

利用上の注意

1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されるものです。

3 調査の期日

2020 年工業統計調査（令和元年実績）は、令和 2 年 6 月 1 日現在で実施しました。

事業所数、従業者数については令和 2 年 6 月 1 日現在、現金給与総額、製造品出荷額などの経理事項については平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の実績により調査しています。

※以下、本報告書では「令和元年 1 年間」の標記の場合、平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の期間を指します。

4 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる「大分類 E－製造業」に属する事業所（調査困難地域（東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により工業統計調査の実施が困難な地域として経済産業大臣の定める地域）にある事業所、国に属する事業所及び従業者 3 人以下の事業所を除く）を調査の対象としています。

5 調査の方法

工業統計調査は、工業調査員（指定地域（東日本大震災の影響により工業調査の実施に大きな支障が生じている地域として経済産業大臣の定める地域をいう。）内にある事業所に対する調査、本社一括調査又は国直送調査については経済産業大臣）が配布する調査票（従業者 30 人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）については「工業調査票乙」）を用い、報告者（事業所の管理責任者（本社一括調査については本社一括調査企業を代表する者））の自計により行っています。

6 統計表の項目の説明

(1) 事業所数

令和 2 年 6 月 1 日現在の数値です。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数

令和 2 年 6 月 1 日現在の数値です。従業者とは、以下のアからカまでに該当するものをいいます。

本統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいいます。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ & + \text{③常用雇用者（正社員・正職員等、パート・アルバイト等）} - \text{⑤送出者} \\ & + \text{⑥出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

ア 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下の(ア)、(イ)に該当するものをいいます。

(ア) 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。

(イ) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。ただし、手伝い程度のものは含みません。

イ 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

ウ 「③常用雇用者」とは、(ア) から(ウ)のいずれかに該当するものをいい、「正社員・正職員等」及び「パート・アルバイト等」に分けられます。

(ア) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。

(イ) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

(ウ) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

(エ) 「正社員・正職員等」とは、「③常用雇用者」のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

(オ) 「パート・アルバイト等」とは、「③常用雇用者」のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員等」以外の人をいいます。

エ 「④臨時雇用者」とは、「③常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。

オ 「⑤送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「③常用雇用者」、「④臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

カ 「⑥出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

(3) 現金給与総額

令和元年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計です。その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。

(4) 原材料使用額等

令和元年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。

- ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれます。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。
- イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。
- ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含みません。
- エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。
- オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含みません。
- カ 転売した商品の仕入額とは、令和元年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの。以下「転売品」という。）に対応する仕入額をいいます。

(5) 製造品出荷額等

令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- (イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
- (ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和元年中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額とは、令和元年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他の収入額とは、上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

(6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額です。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）

令和元年1年間における数値であり、帳簿価額によっています。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

- (ア) 土地
- (イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
- (ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）
- (エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

- イ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- ウ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。
- エ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章しています。
- $$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減 (増加額 - 減少額)}$$

(8) 工業用地

ア 事業所敷地面積は、令和2年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と明確に区別される場合は除かれます。なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含まれます。

(9) 工業用水

- ア 工業用水とは、事業所内で生産のために使用された用水（従業員の飲料水、雑用水を含む）をいいます。
- イ 1日当たり用水量とは、令和元年1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。

(10) 金額項目について

製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計しています。

なお、工業統計では、在庫額についても、消費税込みに補正した上で結果表として集計しています。

7 計算式

(1) 生産額、付加価値額等

- ・生産額＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）（従業者30人以上の事業所）
- ・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税*1＋推計消費税額*2）－原材料使用額等－減価償却額
- ・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等
- ・有形固定資産投資総額＝有形固定資産の取得額＋建設仮勘定の年間増減
- ・付加価値率＝付加価値額÷（製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額））×100

- ・原材料率＝ $\frac{\text{原材料使用額等}}{\text{（製造品出荷額等）} + \text{（製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額）} + \text{（半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額）} - \text{（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額）}} \times 100$
- ・現金給与率＝ $\frac{\text{現金給与総額}}{\text{（製造品出荷額等）} + \text{（製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額）} + \text{（半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額）} - \text{（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額）}} \times 100$
- *1：平成 29 年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。
- *2：推計消費税額は、平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

(2) 単位当たりの算式

- ア 1 事業所当たり従業員数・製造品出荷額等・粗付加価値額・付加価値額
 - ・ 1 事業所当たり従業員数＝ $\frac{\text{従業員数}}{\text{事業所数}}$
 - ・ 1 事業所当たり製造品出荷額等＝ $\frac{\text{製造品出荷額等}}{\text{事業所数}}$
 - ・ 1 事業所当たり粗付加価値額＝ $\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{事業所数}}$
 - ・ 1 事業所当たり付加価値額＝ $\frac{\text{付加価値額}}{\text{事業所数}}$
- イ 従業員 1 人当たり製造品出荷額等・粗付加価値額・付加価値額
 - ・ 1 従業員当たり製造品出荷額等＝ $\frac{\text{製造品出荷額等}}{\text{従業員数}}$
 - ・ 1 従業員当たり粗付加価値額＝ $\frac{\text{粗付加価値額}}{\text{従業員数}}$
 - ・ 1 従業員当たり付加価値額＝ $\frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$

8 事業所の産業の決定方法等

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

- ア 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定します。
- イ 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定します。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により産業を決定しているものがあります。その産業とは、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の 11 産業です。

9 産業分類

- (1) 工業統計調査用産業分類は原則として日本標準産業分類に準拠していますが、例外については次のとおりです。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421洋紙製造業、1423機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

- (2) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具、運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき、ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板、標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル、模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

- (3) この報告書では、グラフ等について、産業中分類の名称を次のように省略して用いています。

産業中分類名	略称	産業中分類名	略称
09 食料品製造業	食料	21 窯業・土石製品製造業	窯業
10 飲料・たばこ・飼料製造業	飲料	22 鉄鋼業	鉄鋼
11 繊維工業	繊維	23 非鉄金属製造業	非鉄
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	木材	24 金属製品製造業	金属
13 家具・装備品製造業	家具	25 はん用機械器具製造業	はん用機械
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	紙・パルプ	26 生産用機械器具製造業	生産用機械
15 印刷・同関連業	印刷	27 業務用機械器具製造業	業務用機械
16 化学工業	化学	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子
17 石油製品・石炭製品製造業	石油	29 電気機械器具製造業	電気
18 プラスチック製品製造業	プラ	30 情報通信機械器具製造業	情報
19 ゴム製品製造業	ゴム	31 輸送用機械器具製造業	輸送
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革	32 その他の製造業	その他

- (注) 産業3分類型の構成は、次のとおりです。

[基礎素材型産業]・・・木材、紙・パルプ、化学、石油、プラ、ゴム、窯業、鉄鋼、非鉄、金属

[加工組立型産業]・・・はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子、電気、情報、輸送

[生活関連・その他型産業]・・・食料、飲料、繊維、家具、印刷、皮革、その他

10 回収状況

回収率は以下のとおりです。

調査対象事業所数	調査票回収数	回収率	集計事業所数
4,922	4,779	97.1%	4,767

(注1) 調査対象数事業所数及び調査票回収数には、廃業、転業、休業、操業準備中の事業所数及び操業開始後未出荷の事業所を含みません。

(注2) 回収率は、調査票回収数÷調査対象事業所数により算出しています。

(注3) 調査票回収数と集計事業所数(有効回答事業所数、以下「事業所数」という。)の差は、無効回答事業所数です。

11 記号及び注記

(1) 統計表中「-」は該当数値なし、「0」は四捨五入による単位未満、「△」は数値がマイナスであることを表しています。「X」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。

(2) 各項目の金額については単位未満を四捨五入しているため、比率については小数点以下第2位で四捨五入しているため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

12 その他の注意事項

(1) この報告書の数値は、長野県分を本県が独自に集計、編集したもので、経済産業省が公表する数値と相違することがあります。

(2) 平成16年の数値は「新潟県中越大震災に伴う平成16年工業統計調査の捕捉調査」結果を加えたものです。

(3) 平成19年については、事業所の捕そくを行ったため、事業所数及び従業者数及び給与支給総額の時系列に不連続が生じていますので、平成18年以前の数値とは接続しません。

また、平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したことにより、「製造品出荷額等」、「付加価値額」、「原材料使用額等」については平成18年以前の数値とは接続しません。

(4) 事業所数、従業者数について、平成24年経済センサス-活動調査は平成24年2月1日現在、平成28年経済センサス-活動調査は平成28年6月1日現在の数値となっています。また、平成29年工業統計調査において、調査日を6月1日(従前は12月31日)に変更したため、平成29年以降は同じ年の6月1日現在の数値となっています。そのため、事業所数及び従業者数のみを集計している統計表では表示年次を実施日の年次としています。ただし、他統計表との混乱を避けるため、表示年次は下線付きとしています。

このため本調査結果による年次は以下のとおりです。

ア 「平成27年」及び「平成28年」の数値は平成28年経済センサス-活動調査の数値

- イ 「平成 28 年」及び「平成 29 年」の数値は平成 29 年工業統計調査の数値
ウ 「平成 29 年」及び「平成 30 年」の数値は平成 30 年工業統計調査の数値
エ 「平成 30 年」及び「令和元年」の数値は 2019 年工業統計調査の数値
オ 「令和元年」及び「令和 2 年」の数値は 2020 年工業統計調査の数値
カ 上記以外の年次は表示年次に実施した工業統計調査の数値

- (5) 「平成 27 年」及び「平成 28 年」における数値は、経済センサス-活動調査の調査結果のうち工業統計調査の範囲に合わせるため以下の全てに該当する製造事業所について集計したものです。
- ・従業者 4 人以上の製造事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- なお、工業統計調査と経済センサス-活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意が必要です。
- (6) 「平成 28 年経済センサス-活動調査」においては、調査事項を一部簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項については個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項については、これらの調査分を含まない集計結果となっています。詳細については各統計表の注釈をご覧ください。
- (7) 概要編の構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはなりません。
- (8) 統計表のうち、第 14 表、第 15 表及び第 16 表はそれぞれの事業所の製造品及び加工品を品目別に集計していますので、他の統計表とは一致しない項目があります。
- (9) この報告書についての問い合わせ先は次のとおりです。

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県企画振興部総合政策課統計室統計第一係

Tel 026-235-7070 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 5117

Fax 026-235-0517

E-mail tokei@pref.nagano.lg.jp